

技第138号
令和2年4月14日

岐阜県行政書士会長 様

岐阜県県土整備部技術検査課長

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受けた
登録基幹技能者の講習修了証有効期限の取扱い等について（依頼）

平素は建設行政について格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和2年4月9日付け国土建労第24号で国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長より別添のとおり通知がありました。

経営事項審査において登録基幹技能者の取扱いについては、先に令和2年3月18日付け技第825号で「登録基幹技能者講習の実施に係る新型コロナウイルス感染症への対応について」により依頼したところですが、下記のとおり変更となりましたので、審査業務について、取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

1 経営事項審査における特例措置の適用

- 令和2年3月6日から令和2年9月30日までの間に講習修了証の有効期限を迎える「登録基幹技能者」を雇用する企業に対し、経営事項審査等により登録基幹技能者を評価する場合には、特例的に、一律令和2年9月30日まで有効期限内であるものとして取り扱うこととする。

2 その他

- 令和2年3月18日付け技第825号で依頼した「登録基幹技能者講習の実施に係る新型コロナウイルス感染症への対応について（依頼）」は廃止します。

所 属	岐阜県県土整備部 技術検査課 建設業係		
係 長	市 原	担当者	田 中
電 話 番 号	058-272-8504		
F A X 番 号	058-278-2734		

国土建労第24号
令和2年4月9日

各都道府県主幹部局長 殿

国土交通省 土地・建設産業局
建設市場整備課長



新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受けた
登録基幹技能者の講習修了証有効期限の取扱い等について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響については、現在において収束の見通しが立たっておらず、今後も引き続き、会合やイベント等の開催自粛・延期が続くものと推察されます。

そのため、登録基幹技能者講習実施機関に対し、講習の実施自粛や講習修了証の有効期限の特例について、別添のとおり通知を行ったところです。

については、令和2年3月6日から令和2年9月30日までの間に講習修了証の有効期限を迎える登録基幹技能者を雇用する企業に対し、経営事項審査等により登録基幹技能者を評価する場合においては、特例的に、一律令和2年9月30日まで有効期限内であるものとして取り扱うようお願いいたします。

なお、令和2年3月6日付け「登録基幹技能者講習の実施に係る新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年3月6日付け国土建労第1466号）は、本通達の発出をもって廃止します。

以上